

II. 国の保証制度等

1. セーフティネット保証制度(第5号)

項 目	内 容
資格要件	<p>業況の悪化している業種（※1）に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市町村長の認定(5号)を受けた中小企業者</p> <p>※1：平成26年度 第1四半期分(H26.4.1～H25.6.30)の対象業種は、指定業種は206業種（細分類）になりました。</p> <p>※認定は、法人の場合は本店登記地、個人の場合は事業所所在地の市町村です。</p>
認定要件	<p>指定業種に属する事業を行っており、次のいずれかに該当する方</p> <p>①最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。</p> <p>②製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。</p> <p>③円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる（※1）中小企業者。（※2）</p> <p>※1：最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。</p> <p>※2：売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面（理由書）が必要。</p>
融資限度額	<p>2億8千万円（うち無担保：8千万円）</p> <p>※一般保証とは別枠になります。</p>
保証期間	<p>特段の定めなし</p> <p>（運転資金：5年・設備資金：7年以内<据置1年以内>で運用されている場合が多い）</p>
融資利率	<p>金融機関所定の利率</p>
保証料率・保証割合	<p>保証料率：0.60～0.88%</p> <p>保証割合：100%（責任共有制度の対象外）</p>
担保・保証人	<p>担 保：必要に応じて提供していただきます。</p> <p>保証人：法人代表者以外、原則として不要です。</p>
取扱期間	<p>平成26年4月1日～平成27年3月31日</p>